

平成30年司法試験の施行

司法試験法（昭和24年法律第140号）第7条の規定に基づき、平成30年司法試験の施行について、次のとおり公告する。

平成29年11月10日

司法試験委員会委員長 神田 秀樹

1 受験資格 司法試験法第4条の要件を満たす者

2 期日及び科目

- (1) 平成30年5月16日（水） 論文式試験 選択科目及び公法系科目
- (2) 平成30年5月17日（木） 論文式試験 民事系科目
- (3) 平成30年5月19日（土） 論文式試験 刑事系科目
- (4) 平成30年5月20日（日） 短答式試験 民法、憲法及び刑法

3 試験地 札幌市 仙台市 東京都 名古屋市 大阪市 広島市 福岡市

※ 各試験地における試験場については、平成30年1月ないし2月頃、官報に公告する予定。

4 出願手続等

- (1) 出願期間 平成29年11月21日（火）から同年12月5日（火）まで

なお、平成29年12月5日（火）までの消印があるものに限り受け付ける。

- (2) 受験願書の交付 受験願書は、司法試験委員会（所在は5(1)記載のとおり。）において、平成29年11月10日（金）から交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、表に赤字で「司法試験受験願書請求」と記載した適宜の封筒に、返信用封筒（角形2号に205円分の郵便切手を貼り付け、郵便番号、送付先住所、氏名及び電話番号を明記したもの。）を封入して、司法試験委員会宛て請求すること。

- (3) 受験願書の提出 受験を希望する者は、受験願書に必要事項を記入の上、カラー写真（出願前6月以内に撮影した、正面、上半身、無帽、無背景の縦45mm、横35mmのもの。）、受験手数料として28,000円分の収入印紙（4枚以内）を所定の箇所に貼り、出願期間内に司法試験委員会宛て提出すること。

また、受験特別措置を希望する者は、司法試験身体障害者等受験特別措置申出書及び障害や傷病の程度を証明する書類等を添付すること。

なお、提出方法は、司法試験委員会交付の出願用封筒を用い、書留郵便によるものとする。

5 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、司法試験委員会（〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省内 電話03(3580)4111(代)）に行うこと。

- (2) 詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

- (3) 行政機関の休日に関する法律第1条第1項に定める行政機関の休日には、事務は行わない。